

## 県民税配当割

県民税配当割は、上場株式等の配当等について課税されます。

### 【納める人】

県内に住所を有し、株式会社等から特定配当等の支払を受ける個人が、その株式会社等を通じて納めます。

### 【特定配当等とは】

次のものの配当等をいいます。

- (1) 上場株式等
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託で公募によるもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配
- (3) 特定投資法人の投資口
- (4) 特定公社債（国債・地方債・公募公社債・上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益権、特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権

### 【納める額】

区 分	納 め る 額
源泉徴収口座を利用するもの(注)	(源泉徴収口座内の特定配当等の額－ 同口座内の上場株式等の譲渡損失の額) × 5%
上記以外のもの	特定配当等の額 × 5%

(県民税配当割に加え、所得税として別に15.315%が課税されます。)

(注) 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）を利用する場合、証券会社等へ源泉徴収口座への配当等の受け入れに関する届出が必要です。

### 【申告と納税】

特定配当等の支払をする者が、特定配当等の支払の際に徴収し、毎月分を翌月10日までに申告納入します。

### 【市町への交付】

県に納められた県民税配当割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

## 県民税株式等譲渡所得割

県民税株式等譲渡所得割は、源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡益について課税されます。

### 【納める人】

県内に住所を有し、証券会社等に特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限る。）を開設し、上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人が、その証券会社等を通じて納めます。

### 【納める額】

特定株式等譲渡所得金額の5%（所得税として別に15.315%が課税されます。)

### 【申告と納税】

証券会社等が、上場株式等の譲渡益の支払をする際に徴収し、年間分をまとめて翌年の1月10日までに申告納入します。

### 【市町への交付】

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。